

アセスメント&担当者会議

◆アセスメント。

あまり馴染みがないかもしれませんが、最近では原発関連のニュースで少し耳にすることもあったかと思います。“アセス”なんて略したりもします。アセスメント…。介護保険では課題分析を意味します。

では、具体的にどんなことをするのでしょうか…？

基本的には対象者からの聞き取り、家族からの聞き取り、ケアマネ自身による観察、関係者からの聞き取りによって行います。

【確認項目】

- ①利用者の氏名、生年月日、住所、連絡先、介護保険情報の確認
- ②家族状況(配偶者、子供、兄弟姉妹の有無や健康状態、介護協力の可否等)
- ③主訴(望む生活、困っていること等)
- ④生活歴(出生地、職歴、学歴、趣味活動、結婚、出産等)
- ⑤現病歴、既往歴(現在の病気の経過やこれまでの病気等)
- ⑥ADL確認(動作、排泄、入浴、食事、着替え等の日常生活動作の状況等)
- ⑦口腔衛生状況確認(義歯の有無、義歯洗浄等)
- ⑧皮膚状態の確認(床ずれの有無、あざ等外傷の有無等)
- ⑨医療内容確認(内服、通院状況、医療行為の有無等)
- ⑩認知症確認(認知症の有無、周辺症状の有無等)
- ⑪コミュニケーション能力確認(視力、聴力、発語等)
- ⑫居住環境確認(居室、食堂、廊下、玄関、トイレの場所や段差の有無等)
- ⑬経済状況確認(およその収入やサービスに充てられる額の確認等)
- ⑭社会性(近所との付き合い、外出頻度、友人との交流等)
- ⑮家事の実施(炊事、洗濯、掃除、買い物等の状況)
- ⑯その他(性格、表情、特徴等)

これらの情報から、利用者にとって、どんな支援が必要か、どんな生活を送れば望む生活に近づけるか…を分析します。必要に応じてさらに様々な情報を入手し、必要な支援を考えます。これは、利用者にとってもケアマネにとっても大変な作業ですが、もっとも重要な作業です。

◆担当者会議

これも馴染みがないと思います。これは、名前の通り担当者による会議を意味します。

ケアマネが作成したプランに沿って介護サービスや支援が提供されますが、支援をする人皆が目標や目的を共有している必要があります。また、お互い顔を知っている関係であれば、より連携も図りやすいことから、支援者が一同に介して支援内容を確認する「担当者会議」という会議が介護サービス利用時には開催が義務付けられているのです。

